

○厚生労働省告示第五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第
十一号）第二十条第一項第七号及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器
等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医
薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第
七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の
一部を次の表のように改正する。

令和元年六月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

<p>82 81 6 5 1 ↳ ↳ ↳ ↳ ↳ 115 ヒド 80 エチ 4 (略) ロキシ (略) ルセル (略) (略) エチル セル (略) セル ロース (略) </p>	<p>改正後</p>
<p>80 (新設) 5 (新設) 1 ↳ (略) ↳ ↳ ↳ 113 (略) 79 (略) 4 (略) (略) (略) (略) </p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)